

我孫子市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

我孫子市建築基準法施行細則（平成24年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（認定申請等） 第8条 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第7号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号から第15号までの認定にあっては、法第6条第1項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。 （1）から（14）まで 略 （15） 施行条例第51条第5項の規定による認定 2 略 3 省令第10条の23第6項に規定する規則で定める図書及び書類は、次に掲げるものとする。 （1） 略 （2） 法第6条の3第7項又は法第18条第11項の適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類（建築物の計画が法第6条の3第1項又は法第18条第5項の	（認定申請等） 第8条 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第7号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号から第15号までの認定にあっては、法第6条第1項の規定による確認の申請をする前に認定申請書を提出しなければならない。 （1）から（14）まで 略 （15） 施行条例第51条第4項の規定による認定 2 略 3 省令第10条の23第6項に規定する規則で定める図書及び書類は、次に掲げるものとする。 （1） 略 （2） 法第6条の3第7項又は法第18条第10項の適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類（建築物の計画が法第6条の3第1項又は法第18条第4項の

構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。)

4 から 6 まで 略

(認定建築主の届出)

第10条 略

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から4日以内に認定工事完了届出書(様式第10号)により、市長に届け出なければならない。ただし、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項**若しくは第4項**に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 略

(特定建築物の**指定等**)

第16条 略

2 及び 3 略

略

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第1第1項第1号に掲げる建築物に係る同告示第2の規定により規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりと

構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。)

4 から 6 まで 略

(認定建築主の届出)

第10条 略

2 前項の建築主が当該それぞれの工事を完了した場合には、当該それぞれの工事が完了した日から4日以内に認定工事完了届出書(様式第10号)により、市長に届け出なければならない。ただし、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証の交付を受けた場合については、この限りでない。

3 略

(特定建築物の**指定及び定期報告**)

第16条 略

2 及び 3 略

略

する。

	調査項目	調査方法	判定基準
建築物の内部部	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁（次条第1項第2号アに掲げる排煙設備に係るものを	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。
			可動式防煙壁が作動しないこと。

<u>除く。)</u>			
<u>非常用の照明装置</u> (次条第1項	<u>非常用の照明装置</u> の作動の状況	<u>各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。</u>	<u>非常用の照明装置が作動しないこと。</u>
<u>第2号イに掲げるものを除く。)</u>	<u>照明の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>照明の妨げとなる物品が放置されていること。</u>

5 略

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

4 略

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 防火設備(随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。以下この条において同じ。)のうち、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 常時閉鎖した状態にある防火
扉（各階の主要なものに限る。）

イ 随時閉鎖又は作動をすること
ができる防火設備（防火ダンパ
ーを除く。）

2 省令第6条第1項の規定による
定期報告の時期は、次の各号に掲げ
る特定建築設備等について、それぞ
れ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる建築設備

次の表の左欄に掲げる建築設備
の区分に応じ、それぞれ同表の中
欄に掲げる時期（省令第6条第1
項に規定する検査の項目のうち、
排煙設備に係るものにあつては、
同表の左欄に掲げる建築設備の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる時期）

略

(3) 政令第16条第3項第2号及び
前項第3号に掲げる防火設備 次の
表の左欄に掲げる防火設備の区
分に応じ、それぞれ同表の中欄に
掲げる時期（省令第6条第1項に
規定する検査の項目のうち、防火
設備に係るものにあつては、同表
の左欄に掲げる防火設備の区分に
応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ

2 省令第6条第1項の規定による
定期報告の時期は、次の各号に掲げ
る特定建築設備等について、それぞ
れ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる建築設備

次の表の左欄に掲げる建築設備
の区分に応じ、それぞれ同表の中
欄に掲げる時期（省令第6条第1
項に規定する検査の項目にあつて
は、同表の左欄に掲げる建築設備
の区分に応じ、それぞれ同表の右
欄に掲げる時期）

略

(3) 政令第16条第3項第2号及び
前項第3号に掲げる防火設備 次の
表の左欄に掲げる防火設備の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げるとおりとする。

る時期)

防火設備	定期報告の時期	
政令第16条 第1項第1 号から第3 号まで及び 前条第1項 第1号から 第3号まで に掲げる建 築物（法別 表第1（い） 欄（4）項に 掲げる用途 に供する建 築物を除 く。）に設 けた防火設 備	毎年5月1 日から末日 までの間	<u>当該防火設 備を設けた 建築物に係 る定期報告 を行う年の 5月1日か ら末日まで の間</u>
政令第16条 第1項第4 号並びに前 条第1項第 4号及び第 5号に掲げ る建築物に 設けた防火 設備	毎年8月1 日から末日 までの間	<u>当該防火設 備を設けた 建築物に係 る定期報告 を行う年の 8月1日か ら末日まで の間</u>

防火設備	定期報告の時期	
政令第16条 第1項第1 号から第3 号まで及び 前条第1項 第1号から 第3号まで に掲げる建 築物（法別 表第1（い） 欄（4）項に 掲げる用途 に供する建 築物を除 く。）に設 けた防火設 備	毎年5月1日から末日 までの間	
政令第16条 第1項第4 号並びに前 条第1項第 4号及び第 5号に掲げ る建築物に 設けた防火 設備	毎年8月1日から末日 までの間	

政令第16条 第1項第3 号及び前条 第1項第6 号に掲げる 建築物（法 別表第1 （い）欄（4） 項に掲げる 用途に供す る建築物に 限る。）に 設けた防火 設備	毎年10月1 日から末日 までの間	<u>当該防火設 備を設けた 建築物に係 る定期報告 を行う年の 10月1日か ら末日まで の間</u>
---	-------------------------	--

3 から 6 まで 略

政令第16条 第1項第3 号及び前条 第1項第6 号に掲げる 建築物（法 別表第1 （い）欄（4） 項に掲げる 用途に供す る建築物に 限る。）に 設けた防火 設備	毎年10月1日から末日 までの間	
---	---------------------	--

3 から 6 まで 略

（不適合建築物等の届出）

第28条 法第86条の7各項の規定に

よる既存の建築物に対する制限の
緩和、法第88条第2項において準用
する法第86条の7第1項（法第48条
第1項から第14項まで及び法第51
条に係る部分に限る。）の規定によ
る既存の工作物に対する制限の緩
和又は施行条例第51条第2項から
第4項までの規定による既存の建
築物に対する制限の緩和を受けよ
うとするこれらの建築物及び工作
物（以下この条において「建築物等」
という。）の所有者、管理者又は占

(書類の閲覧) 第28条 略 2 から 4 まで 略 5 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申込書（様式第21号）を提出し、市長の承認を得なければならない。 6 及び 7 略 (計画通知書への準用) 第29条 略	<u>有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（様式第21号）を市長に提出しなければならない。</u> (書類の閲覧) 第29条 略 2 から 4 まで 略 5 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申込書（様式第22号）を提出し、市長の承認を得なければならない。 6 及び 7 略 (計画通知書への準用) 第30条 略
---	---

様式第11号中

「我孫子市長あて」を

「我孫子市長

我孫子市建築主事 あて」に改める。

様式第12号中

「 我孫子市長 ☐印

(我孫子市建築主事 ☐印)」を

「 我孫子市長 ☐印

我孫子市建築主事 ☐印 」に改める。

様式第15号及び様式第16号中

「我孫子市長 あて

(我孫子市建築主事 あて)」を

「我孫子市長

我孫子市建築主事 あて」に改める。

様式第21号を削る。

様式第22号中「第29条関係」を「第28条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の我孫子市建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。